

令和7年度 (一社) 兵庫県産業資源循環協会 新任向け廃棄物処理法と実務研修会

『委託契約書の基本と作成』 『マニフェストと帳簿の書き方』

講師



株式会社シューファルシ
代表取締役 武本佳弥

ここからの流れ

13:15～14:30 『委託契約書の基本と作成』

【15分間休憩】

14:45～16:00 『マニフェストと帳簿の書き方』

16:00～16:15 質疑応答

**この單元では、実際に契約書・マニフェストを
使って記載する練習を行います**

本日の研修のねらい

ここだけ押さえしておけば
コンプライアンス違反に
ならず済む

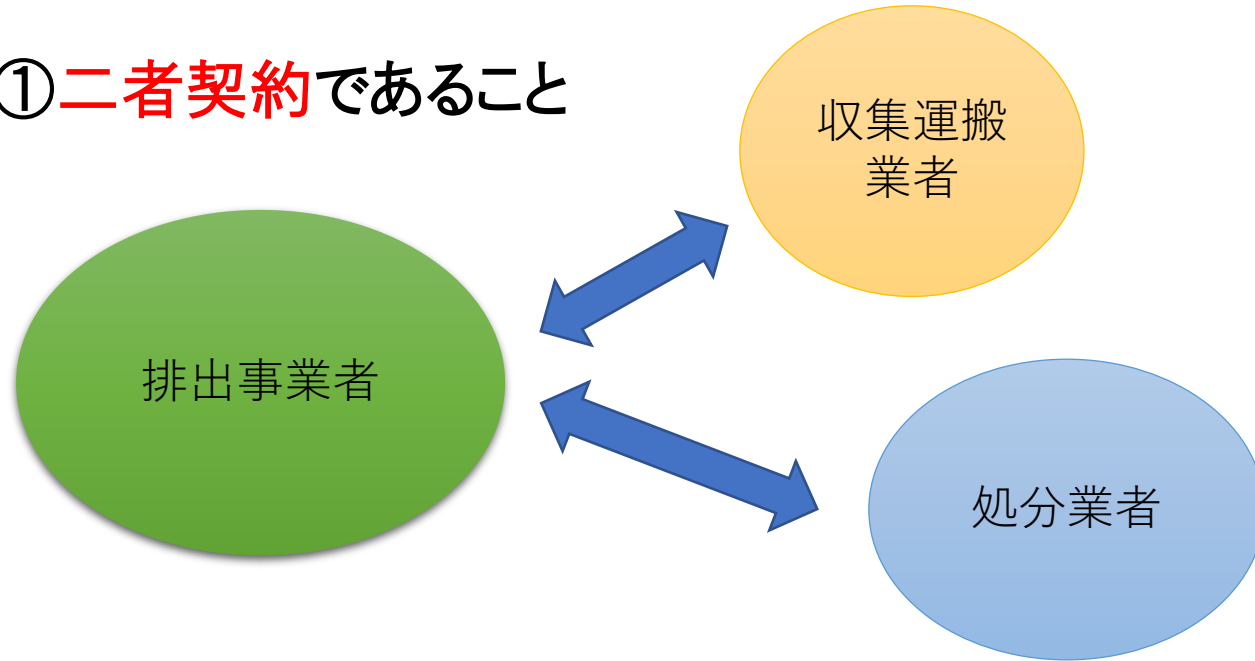


『委託契約書の基本と作成』

産業廃棄物処理委託契約の原則

委 託 契 約

① 二者契約であること



② 書面で契約すること

契約期間中に契約事項(契約単価、契約期間、予定数量等)に変更が生じた場合も**書面で契約**

③ 必要な項目を盛り込むこと

委託契約書に**記載すべき内容は施行令及び施行規則**で定められています

④委託契約書に許可証等の写しが添付されていること
契約内容に該当する許可証、再生利用認定証等の写しを添付しなければならない

⑤5年間保存しなければならない
契約終了日から**5年間保存**する義務がある。

委託基準を守らなかったら・・・

第26条罰則 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこの併科

許可証は必ず

積む場所と降ろす場所の
自治体の許可証が必要



委託契約書の法定記載事項

委託契約書の共通記載事項

※(特別管理)産業廃棄物を委託する際に必要な記載事項

①委託する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量

②委託契約の有効期間

③委託者が受託者に支払う料金

④受託者の事業の範囲

⑤受託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報

ア性状及び荷姿に関する事項

イ通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

ウ他の廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項

エ日本工業規格C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マークに関する事項

オ石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合には、その旨

カその他取扱いに関する注意事項

⑥委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

⑧契約解除時の処理されない（特別管理）産業廃棄物の取扱いに関する事項

委 託 契 約

運搬委託契約書の記載事項	処分委託契約書の記載事項
⑨運搬を委託する際に必要な事項 運搬の最終目的地の所在地 ⑩積替保管をする場合は次も含む 積替え又は保管の場所の所在地並びに保管 できる産業廃棄物の種類及び保管の上限 ・安定型産業廃棄物と他の排出事業者の産業 廃棄物との混合の許否等	⑪処分又は再生を委託する際に必要な事項 処理施設の所在地・処分又は再生の方法及び 処理能力 ⑫当該産業廃棄物が許可を受けて輸入され た廃棄物であるときには、その旨 ⑬処理後に残さが発生する場合は次も含む 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及 び処理能力

契約書に**添付**すべき書類

契約内容に該当する許可証、再生利用認定証等の写し

**産業廃棄物処理委託契約書の内容は法律で決められて
いる内容が記載されていないとダメです！！**

その他の記載事項

- ①委託者と受託者の責任範囲に関する事項
- ②再委託に関する事項
- ③権利義務の譲渡に関する事項
- ④契約内容の変更に関する事項
- ⑤機密保持に関する事項
- ⑥協議に関する事項

委託契約書の作成

標準様式1

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

収 入
印 紙

排 出 事 業 者： _____ (以下「甲」という) と、
 収集・運搬業者： _____ (以下「乙」という) は、
 甲の事業場 _____ から排出される産業廃棄物の収集・
 運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

※1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：	_____	許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限：	_____	許可の有効期限：	_____
事業範囲：	_____	事業範囲：	_____
許可の条件：	_____	許可の条件：	_____
許可番号：	_____	許可番号：	_____

[特管]

許可都道府県・政令市：	_____	許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限：	_____	許可の有効期限：	_____
事業範囲：	_____	事業範囲：	_____
許可の条件：	_____	許可の条件：	_____
許可番号：	_____	許可番号：	_____

※2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類：	_____
数量：	_____
単価：	_____

20種類に当てはめて記入
マニフェストと相違がないように

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②いずれかを選択すること)

- ① 輸入産業廃棄物：無
- ② 輸入産業廃棄物：有 _____

※4. (運搬の最終目的地)

数量・単価が空欄はアカン！！



数量と単価とは？

「委託者が受託者に支払う料金」として総額又は、
1ヶ月あたり、単位発生量当たり、車両一台あたりと
いった数量と単価を記載します

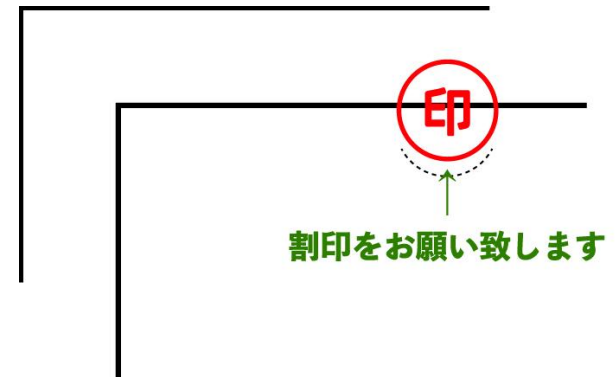
貼付する印紙税が異なる場合があるので注意！

数量・単価が空欄は**アカン！！**



単価が排出される都度
変わることがある場合は？

もし、単価の欄に『別紙のとおり』『見積書に記載』
『別途料金表参照』とする場合には、**契約書に
料金表など単価記載の書類をホッチキスで留めて、
割り印**をする。



※サンプルは以上です
(13ページ
／全67ページ中)